

苅田町電子入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、苅田町が発注する建設工事又は測量及び建設コンサルタント等に係る業務委託の入札手続を電子入札システムにより行う場合において、必要な事項を定め、適切かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、契約規則の例による。

- (1) 紙入札 電子入札において、入札者が電子入札によらず紙媒体で行う入札をいう。
- (2) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)の規定により、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者(以下「認証局」という。)が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (3) 入札金額積算内訳書 入札金額の積算内訳(数量、単価及び金額)を明らかにしたものの(以下「内訳書」という。)をいう。
- (4) 電子くじ くじ番号を用いた演算式により、電子計算機で落札者を決定するシステムをいう。
- (5) 入札情報公開システム 発注情報、入札結果に関する情報等をインターネット上に公開するシステムをいう。

(電子入札システム利用者)

第3条 電子入札システムを利用することができる者は、町の競争入札参加有資格者名簿に登載されている入札参加有資格者に限るものとする。

2 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)を対象とする入札案件において、電子入札システムにより入札を行う者は、特定JVの代表会社とする。

(利用者登録)

第4条 電子入札を行う者は、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。

2 入札参加者は、電子入札システムに登録した企業情報、代表窓口情報又はICカード利用部署情報に変更が生じた場合は、当該変更内容の登録を行わなければならない。この場合において、代表者、会社の商号又は会社の住所の変更が生じた場合には、速やかにICカードを再取得し、再度の利用者登録を行わなければならない。

(対象)

第5条 電子入札の対象は、町が発注する建設工事又は測量及び建設コンサルタント等に係る業務委託のうち、町が電子入札で行う旨の入札公告等で指定した案件(以下「電子入札案件」という。)とする。

(入札書等の取扱い)

第6条 町は、電子入札案件については、原則として電子入札システムにより入札させるものとする。ただし、入札参加者から事前に紙入札方式参加届出書(様式第1号)が提出され、次の各号のいずれかに該当した場合に限り、紙入札での参加を認めるものとする。

- (1) ICカードの取得を新規に申請しているとき。
- (2) ICカードの登録内容変更のため再取得を申請しているとき。
- (3) ICカードが失効、破損又は盗難等で使用出来なくなり、再取得を申請しているとき。
- (4) 電子機器又は通信回線等の障害により、電子入札での参加が出来ないとき。
- (5) その他やむを得ない事由があると認められるとき。

2 入札参加者は、内訳書等の入札参加必要書類(以下「入札参加必要書類」という。)の提出を求められた場合は、マイクロソフト社のWord若しくはExcel又はアドビ社のAcrobat(PDF作成ツール)により開くことができる形式で、提出しなければならない。ただし、町が他の作成ツールを指定する場合は、この限りでない。

3 紙入札により入札に参加する業者(以下「紙入札業者」という。)は、紙入札用入札書(様式第2号。以下「紙入札書」という。)及び入札参加必要書類を封入し、入札公告等に記載された入札書受付締切日時までに、町に持参しなければならない。

4 町は、前3項の規定による封筒に、受付をした日時を記入するものとする。

5 紙入札業者は、紙入札書にあらかじめ電子くじを適用する場合のくじ入力番号(任意の3桁の数字)を記載するものとし、紙入札書にくじ入力番号の記載がない場合は、くじ入力番号は「000」として取り扱うものとする。

(開札)

第7条 開札は、公告等に記載した開札予定日時において、速やかに行うものとする。

2 紙入札業者がいる場合は、町は、電子入札の開札前に事前に提出された紙入札書を開封し、当該業者名、記載された入札金額及びくじ入力番号を電子入札システムに登録するものとする。

3 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(最低制限価格未満で入札した者を除く。以下同じ。)を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者が2者以上ある場合は、電子くじにより落札者を決定するものとする。

(電子くじ)

第8条 前条第3項に規定する電子くじに利用される情報は、次に掲げるとおりとする。

(1) くじ入力番号 入札書提出時に入力した3桁の数字

(2) 応札順序 入札書がシステムに到達した順序

2 紙入札業者の応札順序は、電子入札による入札参加者の後とし、紙入札業者が複数ある場合には受付日時順とする。

3 前2項に定める電子くじの手続を行わない場合には、別に町が指定する場所及び日時において、くじ引により決定する。

(開札の立会い)

第9条 電子入札案件においては、原則として、開札の立会いは行わない。ただし、町が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(入札執行回数)

第10条 電子入札における入札の執行回数は、1回とする。ただし、予定価格を公表していない案件については、5回を限度とする。

(入札の無効)

第11条 電子入札による場合には、苅田町契約規則(平成31年規則第8号)第14条各号の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 同一案件において電子入札と紙入札とを二重にしたとき。

(2) 最低制限価格を設定した場合において、最低制限価格を下回る入札

(3) 公表する予定価格を上回る入札

(4) 内訳書の添付をせずに入札したとき、又は添付された内訳書の合計金額(消費税及び地方消費税を除く。)と入札金額が一致していない入札

(5) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加したとき。

(6) その他不正の目的をもってICカードを使用したとき。

(障害時の対応)

第12条 町は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害若しくは認証局に起因する障害等やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札を行うことが困難と判明した場合には、その原因、復旧の見込み等を調査の上、受付締切日時及び開札予定日時の変更若しくは紙入札への変更又は入開札の中止等必要な措置を講ずるものとし、必要事項を入札参加者に電子メール等で通知するとともに、町の公式ホームページに当該事項を掲載するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，町長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和6年4月1日から施行する。